



(管理)

第4条 公印は、事務局長が管理する。

(台帳)

第5条 公印は、公印台帳（別記様式）を備え登録しなければならない。

2 公印を調整し又は改刻し、若しくは廃止するときは、前項の協会印台帳に必要な事項を記入の上、協会長の承認を受けなければならない。

(管理の方法)

第6条 公印は、常に箱に収め施錠して管理しなければならない。

2 公印は、特別の場合のほか管理する場所以外には持ち出してはならない。

附則

この規程は、平成25年5月29日から施行する。

この規程は、平成28年7月24日から施行する。